

正事業が開始されました。当初の設計にあった 49 か所の公園整備すべての実現とはなりませんでしたが、都市計画事業のなかの公園づくりという、画期的な取り組みが始まりました。

大正 12 年（1923）9 月 1 日に関東大震災が発生し、東京は火災による深刻な被害を受けました。震災後、帝都復興計画のなかで重視されたことのひとつが、日常的な利用だけでなく非常時に防火や避難の機能も果たす公園の増設です。東京では政府によって 3 つの大公園（隅田・錦糸・浜町）が開設し、東京市は合計 52 か所にのぼる小公園を設置しました。

第 I 章では、市区改正や復興に関わる東京市文書や公園の図面などを中心に展示しました。



展示風景（第 I 章）

第 II 章 東京を緑で囲む

—東京緑地計画と防空—

関東大震災の復興都市計画事業が紆余曲折を経ながら進み、東京市郊外へ住宅地の開発が加速しました。さらに、郊外への工場集積が顕著となり、ますます東京は過大都市化していきました。こうした現状から都市計画区域と行政を一致させるために東京市域を拡張しました。

また、市街地開発を抑制する東京緑地計画の樹立とその実現のため、内務次官の下に東京緑地計画協議会が設立されました。会議では、大島以外の島しょを除く東京府全域・神奈川・埼玉・千葉の各県一部地域にわたる広域な範囲を指定した「緑地計画区域」が決定されました。また、公園や墓苑や寺社の境内地、名勝や景勝地などが緑地に分類され、自然・景観の保全や観光振興を目的とした景園地を指定、東京市の外周を帯状に緑で囲む環状緑地帯計画を立てました。東京府では東

京府観光保勝委員会、東京市では東京市緑地計画調査委員会を設置して各事業について議論調査しました。

戦争が本格化すると、東京緑地計画を継承する形で「防空空地帯」の指定が行われました。平時には、空地は住民の体力向上のための公園・運動場、農業生産のための農地として用いられ、空襲時には防火帯として機能しました。東京緑地計画の理念を継承し、市街地の拡大を抑える役割も期待されたのです。

第 II 章では、東京緑地計画や御嶽景園地、都市計画東京地方委員会で審議された緑地計画などの資料を中心に展示しました。



展示風景（第 II 章）

第三章 東京を緑で立て直す

—戦災復興から首都圏整備へ—

敗戦後、荒廃した東京を立て直すべく、東京都は建設局長・石川栄耀^{いしかわひであき}の指導の下、戦災復興に取り組みました。戦時中から始まっていた公園や緑地を増やしていこうとする取り組みは、この復興計画にも継承されていきます。

戦災復興計画は「武力」ではなく「平和」や「文化」を理念とし、公園のようなレクリエーション施設を充実させていくことが中心事業のひとつとして推進されるようになりました。昭和 26 年（1951）にサンフランシスコ講和条約が締結されると、東京都も講和記念事業の一環として、オリンピックに代表される公園や緑地を活用したイベントや国際交流を進めていきました。

戦災復興計画には、公園や緑地を計画的に配置することで、緑を確保しながら無秩序に市街地が広がることを防ぐ目的もありました。東京に人口や産業が過度に集中したことで、都市住民の生活

環境が悪化したり、インフラ整備が間に合わなくなったりしていたためです。昭和31年(1956)に成立した首都圏整備法では、23区を中心とする既成市街地を囲むグリーンベルトと呼ばれる空間に公園や緑地を配置し、市街地開発を制限しようとした。しかし、高度経済成長が始まると、公園や緑地よりも住宅や工場を作ることが優先されるようになり、緑で都市を抑え込むことは難しくなりました。

第Ⅲ章では、戦災復興や首都圏整備に関わる公園緑地の活用をめぐる動向がわかる資料を中心に展示しました。



展示風景（第Ⅲ章）

公園のはじまり

明治6年(1873)1月15日の太政官^{だじょうかんたつし}達により、日本で初めて「公園」を開設することになりました。東京では、金龍山浅草寺に浅草公園、東叡山寛永寺に上野公園、三縁山増上寺に芝公園、富岡八幡社に深川公園、飛鳥山に飛鳥山公園の五公園が置かれました。公園の指定地に社寺が多かったのは、公園を置く場所の条件を官有地としていたからです。境内地以外の社寺の所有地は、明治4年(1871)1月の社寺領上知令により官有地となっていました。

太政官達は「公園」を「万人偕楽ノ地」と定義づけましたが、当時の公園は、現在の公園とは随分イメージの異なるものでした。公園を新たに設営造成したわけではなく、江戸時代から庶民が親しんだ名所景勝地をあらためて「公園」に定めたためです。これは明治政府による江戸時代の行楽地を公認したものにすぎませんでしたが、それだけ、江戸時代には、景勝地遊覧がレクリエーショ

ンとして一般に定着していたことが着目されます。この太政官達によって、明治6年の時点で25か所、明治20年(1887)までには80か所を超える公園が、全国に設置されました。

公園のはじまりでは、公園の設置に関わる東京府文書や地誌などを中心に展示しました。



展示風景（公園のはじまり）

その他の展示

床面には関東大震災後の東京市内の公園の位置を示した「東京市公園配置図」をシートにした地図複製展示、アーカイブウォールでは「庭園に行こう!」と題した浜離宮恩賜庭園など9つの庭園の紹介や都域のパズルを使ったイベントをしました。

講演会

本展示では、企画展示と関連して、講演会を8月7日(金)に実施しました。

- ・「都市化のなかの公園―市区改正から首都圏整備まで―」伊藤陽平(当館職員)
- ・「日本の公園の誕生～絵葉書で読み解く日比谷公園」松井映樹氏(公益財団法人東京都公園協会 葛西臨海公園長)

おわりに

アンケートでは、多くの皆様から好評いただきました。

明治時代から高度経済成長期までの東京と公園の変遷をたどっていくと、公園という身近な空間が都市ならではの課題といかに向き合ってきたかがわかります。本展示を通じて都市と自然との関係を考える機会となれば幸いです。

所蔵資料紹介 「井の頭」関係文書

令和8年(2026)5月22日(金)から7月14日(火)まで、ミニ企画展「東京百景 シリーズ 3 井の頭(三鷹・武蔵野)」を開催しました。ここでは、その展示資料や関連資料を紹介します。

1 将軍由縁の「井之頭」

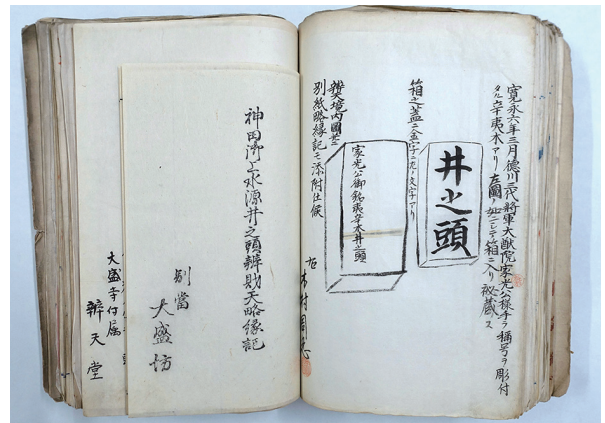
井の頭池と徳川将軍家

将軍のお膝元として世界最大規模の都市へと発展していった江戸において、飲料水の確保は江戸時代初期からの重要な課題でした。江戸幕府は上水の整備を進め、江戸時代中期頃までには6つの上水が開設されますが、このうち最も早くに開通したのが神田上水です。その水源となった井の頭池は、明治34年(1901)に神田上水が廃止されるまで200年以上にわたって江戸・東京の水がめとしての役割を担い、江戸時代の間は幕府の直轄下に置かれていました。

井の頭池は江戸の郊外にありながらも名所としての賑わいを見せ、『江戸名所図会』をはじめとする名所記や地誌類にも頻繁に登場しています。これらの文献の記述の中で井の頭池が特徴的なのは、江戸幕府初代将軍・徳川家康や3代将軍・徳川家光が訪れた伝承が記されていることです。例えば、『江戸名所図会』には慶長11年(1606)に家康が当地を訪れ、池の水が美味であることを褒め称えてお茶を沸かす水として使用したことが記されており、これが今日の井の頭池の水源である「御茶の水」の由来となっています。また、寛永6年(1629)には家光が訪れ、やはり池の水を好み、江戸城のもとへと池の水を引くことを命じました。さらに、池のほとりにある辛夷の木に「井之頭」の文字を家光自ら彫り、井の頭池の名前はこのエピソードに由来すると記されています。

井の頭弁財天の由緒

井の頭池の出島に建つ弁財天は平安時代創建の縁起を持つ天台宗の古刹で、江戸時代には井の頭池の地霊として信仰を集めました。江戸への出開帳を行うなど江戸との繋がりを持っていた弁財天は、江戸町人が寄進した石灯籠などが現在でも多く残っており、井の頭池と併せて江戸近郊の名所として紹介されていました。



井の頭弁天堂編入許可 北多摩郡 大盛寺
「第1種 文書類纂・神社宗教・第42類・寺院仏堂・第5巻〈第一課〉」(請求番号: 626. A2. 26)

本史料の件名にある大盛寺は井の頭弁財天の本坊に当たる寺院です。本史料は、明治12年(1879)に東京府が作成した寺院明細帳から弁天堂の記載が漏れていたため、新たに登載を願い出たものです。明細帳の作成に係る調査に対応した先代の住職は既に亡くなっていることから、記載漏れが発生した原因は不明とされていますが、往古より存在する弁天堂であるとして登載の正当性を主張しています。その根拠に挙げられているのは、『江戸名所図会』等の古書への記載と先述の家光の伝承です。実は、家光が彫った辛夷の木は弁天堂に秘蔵されており、これを弁天堂の由緒の証拠として掲げたのです(画像)。

なお、残念ながらこの遺物は現存していないようですが、幕末の普請奉行・土岐頼旨が記した紀行文「井の頭」の挿絵や、『東京市史稿 上水篇第一』(東京市役所、1919年)所収の写真から当時の様子が分かります。

江戸とその周辺地域に残る徳川将軍家に関する由緒や遺物は、比較的歴史の浅い江戸や周辺地域と徳川氏との一体化を進め、将軍のお膝元としての権威を創出するために蓄積されていったものでした(大石学「徳川家康の御成と由緒・遺物―江戸周辺論」によせて)大石学・落合功編『江戸東京移行期論』戎光祥出版、2024年)。この願書からは、地域側からもアイデンティティの一部として取り入れられるようになり、近代以降も引き続き重視されていたことが読み取れます。

2 井の頭恩賜公園のスクャンダル

井の頭公園は、大正6年(1917)5月に日本初の郊外公園、また恩賜公園として開園しました。恩賜公園というと、上野公園や芝離宮などをイメージされるかもしれませんが、実は井の頭公園がその先駆けだったのです。

恩賜公園となる以前、井の頭池一带は宮内省が管理する御料地でした。明治38年(1905)、この御料地に東京市の養育院感化部が移転し、井之頭学校が設立されました。当時院長を務めていた渋沢栄一は、自然豊かな井の頭に目を付けて、不良少年を感化するための更生施設を置くことを計画していました。そこで東京市は、御料地のうち御殿山部分を養育院の敷地として宮内省から借り受けて学校を設立したのです。

学校の設立後、渋沢は教育を目的とする公園の設立を目指し、また東京市側も郊外公園の設立の必要性から、宮内省へ御料地の^{かし}下賜についても求めていきました。そして、大正2年12月、井の頭池一带の御料地は東京市へ無料で下賜されることとなり、公園の設置が決定しました。この経緯には、天皇による特段の思召^{おぼしめし}があったため、園の名称には「恩賜」という表現が用いられることとなりました。

ただし、この下賜にあたり、宮内省側は東京市へある条件を提示していました。それは、土地の用途はあくまで郊外公園としての利用に限定するというものでした。したがって、公園が廃止となった場合には返上すべきものとされました。

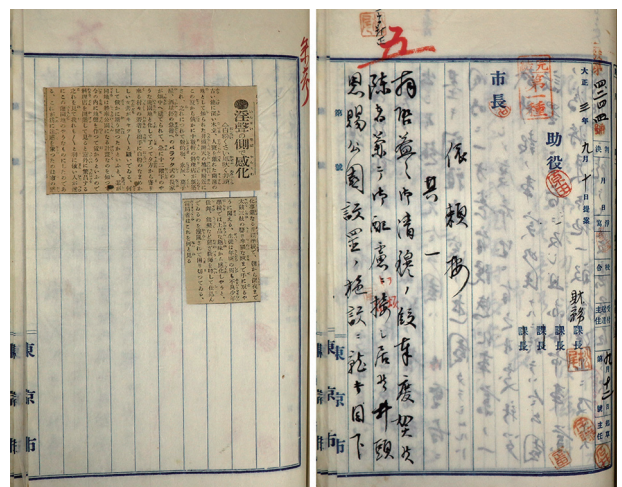
こうして、井の頭は恩賜公園としての歩みをたどることとなります。しかし、公園設置の機運が高まったことで、これまで閑静な景勝地として知られた井の頭の地は、にわかに賑やかさを増しました。大正3年9月6日の『万朝報』には、「淫声の側で感化△白粉くさい風吹く井頭」という記事が掲載されています。この記事によれば、当時園内は十数軒の料理店とともに、射的場や氷屋、菓子屋、酒屋が軒を連ね、艶めかしい女性が行き交うなど、まるで「十二階下」(当時「十二階」と呼ばれた浅草の高層建築である凌雲閣の周辺に広がる歓楽街)のような様相を呈しているというのです。そして、年頃の不良少年を抱える井之頭学校への影響を指摘し、「当局者はこれを何と見る」と読者に投げかけています。新聞の性質上、事実が

誇張されている可能性はもちろん否認ませんが、公園一带が思わしくない状況に向かっていったことは確かであったでしょう。

こうしたスクャンダルを受けて、当然ながら市も看過しえない状況となりました。大正3年9月10日「風紀維持に関する依頼案(井ノ頭公園)」(『公園地 4冊の1』請求番号:301. E2.11)では、この記事のスクラップが添付され、関係各所に対し公園の風紀維持のため協力を依頼していたことが分かります。

依頼文では、『万朝報』の記事によれば園内に「思ハシカラサル多数ノ営業者ヲ出シ候趣」であり、これが事実であれば、公園を「聖旨ニ基キ^{かんがゆうすい}閑雅幽邃ノ遊園タラシムル」、また「養育院感化事業ノ一助」とする趣旨に反し、かつ「風紀上ニ及ホス影響」も憂慮される事態であるとしています。そのため、「風紀維持」につきご尽力をいただきたい旨を、武蔵野村長・北多摩郡長・府中警察署長宛に依頼しています。この文書からは、市が恩賜公園としてのあり方を追求しながらも、この頃には園の管理が行き届いていなかった実情がうかがえます。

開園を前に一波乱を生じた井の頭公園でしたが、地元有志の協力もあり土地の拡張や道の整備などが着々と進められ、無事に開園を迎えています。この後、プール場やボート場、動物園の開設など、公園の役割は時代の要請に応じつつ変化しながらも、恩賜公園として、現在に至るまで人々の憩いのオアシスであり続けています。



「風紀維持に関する依頼案(井ノ頭公園)」
『公園地 4冊の1』請求番号:301. E2.11

新刊紹介

『東京都公文書館資料叢書』第2巻 高松家文書にみる内藤新宿

はじめに

東京都公文書館では、令和8年(2026)3月に『東京都公文書館資料叢書』の第2巻となる「高松家文書にみる内藤新宿」を刊行しました。

内藤新宿は、品川・板橋・千住とならぶ江戸四宿の一つで、現在の新宿御苑に面する新宿一丁目の大木戸門付近から新宿三丁目交差点付近までが当時の町域と概ね重なります。

本書は、内藤新宿の開発者で、代々宿役人を務めた高松家に伝わった古文書から、宿場運営と、そこに住まう人々の暮らしがうかがえる史料を収録しました。



『東京都公文書館資料叢書』第2巻
「高松家文書にみる内藤新宿」

高松家文書にみる内藤新宿

目次

- 第1章 高松家の人々
- 第2章 宿場の運営
- 第3章 宿場のつとめ
- 第4章 宿場の生活

内容の紹介—宿場運営の苦勞—

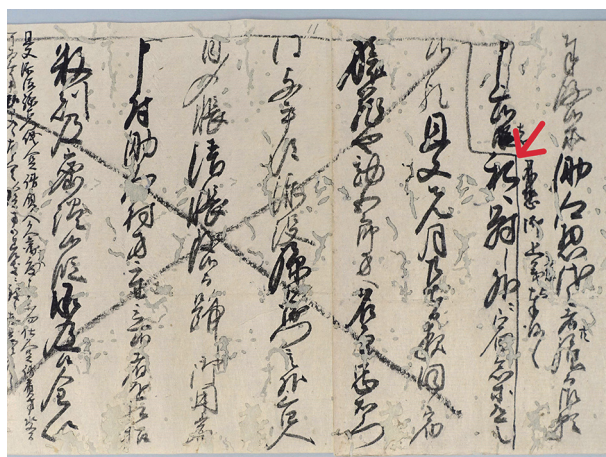
内藤新宿は、4代将軍徳川綱吉の治世であった元禄12年(1699)に甲州街道最初の宿場として開設されます。享保3年(1718)に廃宿の憂き目にあいましたが、明和9年(1772)に宿場として再興されます。ここでは宿場運営にあたる高松家の苦勞が垣間見える史料を紹介します。

宿場には、公用の旅行者のために人馬を常備し、次の宿まで輸送するための事務を扱う問屋場が設けられていました。内藤新宿では、寛政元年(1789)に問屋場を名主である高松喜六の居宅へ移転させ、喜六が問屋も兼帯することになりました。

しかし、移転にあたっては、一部の家主から反対意見が出されていました。さらに、同年閏6月から高松喜六が問屋業務を開始すると、今度は助郷役を負担していた村々から問屋場役人の不正を訴えられます。

これに対し喜六は、問屋場の移転に反対されたことに加え、問屋兼帯直後のタイミングで助郷村々に訴訟を起こされたことから、問屋業務の妨害を目的とした訴訟ではないかと疑います。喜六が道中奉行宛てに作成したと思われる返答書の下書きには、「私へ対し外ニ宿意等有之候歟(私に対して、以前からの恨みがあるのではないか)」(史料画像矢印部分)と内心を吐露しています。この箇所は抹消されていますが、喜六の心情がうかがえます。

結局、この訴訟は喜六の主張が認められるかたちで終結しますが、この一件は、宿場運営の困難さを伝えています。



高松喜六による返答書の下書き(本書掲載番号160番)

おわりに

高松家文書は、江戸時代の宿場でも江戸四宿の一つである内藤新宿の歴史を知ることのできる貴重な史料です。ここで紹介したのは、本書に収録した史料のほんの一部です。ぜひ手にとってご覧下さい。

東京都公文書館資料叢書 第2巻

高松家文書にみる内藤新宿

4,445円(税別)

販売: 都民情報ルーム 問い合わせ: 03-5388-2276

紀伊国屋書店ウェブストア

<https://www.kinokuniya.co.jp/>

東京都公文書館「情報検索システム」利用者アンケートの結果報告

はじめに

東京都公文書館「情報検索システム」（以下「情報検索システム」という。）は、所蔵資料情報を閲覧室利用者、インターネット利用者及び東京都職員に提供する公文書館の基幹となるシステムです。本システムは平成 24 年度から提供を開始し、平成 28 年度及び令和 4 年度の機器リプレイスを経て現在運用中ですが、昨今の D X の進展等最新の動向を踏まえ、令和 10 年度末を目途に再構築が予定されています。

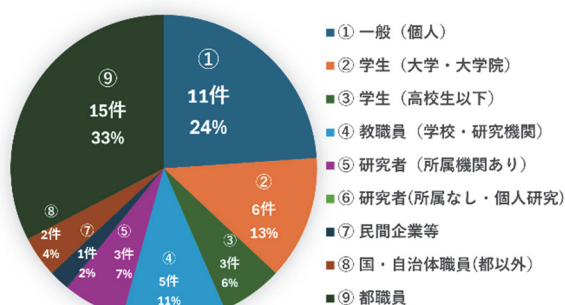
情報検索システムの再構築に向けて利用者ニーズを把握すべく、この度『東京都公文書館「情報検索システム」利用者アンケート』を実施しましたので、その結果について報告します。

アンケート実施内容

【実施期間】	令和 8 年 6 月 15 日～同年 6 月 27 日
【回答者数】	46 名
【回答方法】	LoGo フォームによる電子回答

アンケートは、短期間により 46 名と決して多いとは言えない結果となりましたが、一般利用者、都職員問わず、情報検索システムを利用する全ての方を対象として実施することができました。アンケート回答者の利用者区分は以下のとおりで、「都職員」が 33%と全体の 3 割を占めており、次いで「一般（個人）」が 24%、「学生（大学・大学院）」が 13%という結果となり、主に行政による業務利用や学術研究を目的とし、情報検索システムが利用されていることがうかがえます。

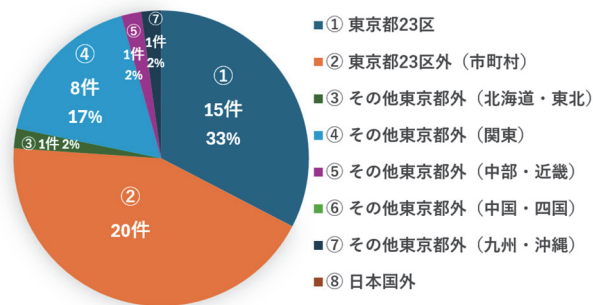
アンケート回答者における利用者区分



また、アンケート回答者の地域区分は、「東京 23 区外（市町村）」が 43%と最も多く、次いで「東京 23 区」が 33%、「その他東京都外（関東）」が 17%という結果となりました。

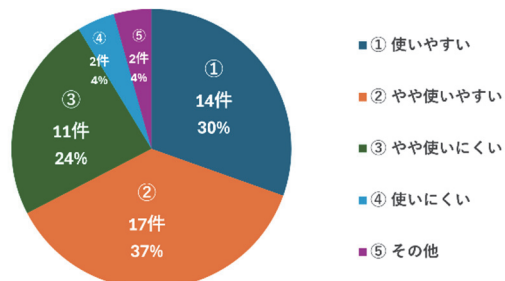
特筆すべきは、数こそは少ないものの「北海道・東北」、「中部・近畿」、「九州・沖縄」に居住の方々にも回答を得ており、都内や関東近県のみならず、日本全国において東京都公文書館に関心があることが判明しました。

アンケート回答者における地域区分



情報検索システムを利用した感想については、「やや使いやすい」が 37%で最も多く、次いで「使いやすい」が 30%と比較的高い評価となりましたが、「やや使いにくい」が 24%、「使いにくい」が 4%と、全体の約 3 割の方々が利便性において何かしら課題があると感じます。

情報検索システムを利用した感想



おわりに

日本全国のような地域、様々な職種の方々に、東京都公文書館が関心を持たれているということに、担当として深く感銘を受けました。

情報検索システムの利便性については、回答者の半数以上の方に良い印象を持たれていますが、一方で、約 3 割の方々は課題があると感じられており、改善すべき点があるのも事実です。

本アンケートにおける貴重なご意見を踏まえ、今後の再構築に向けて、利便性の高いシステム構築を目指し、検討を進めてまいります。

利 用 案 内

◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・ 専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・ 大量に資料を利用したい場合
- ・ 資料を撮影したい場合（要撮影室予約）

◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカーに入れた後、閲覧室内の受付にお越しください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇簡易閲覧※の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「簡易閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は簡易閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

◇簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写等申請票」に記入しご提出ください。原本からのコピー機による複写については、資料保存等の観点から複写枚数制限を設けている資料がございます。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加えCD-Rによる複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は100円です。

◇当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・ 作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等（目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。）
- ・ 図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供することを目的として保存しているもの
- ・ その他の歴史的資料

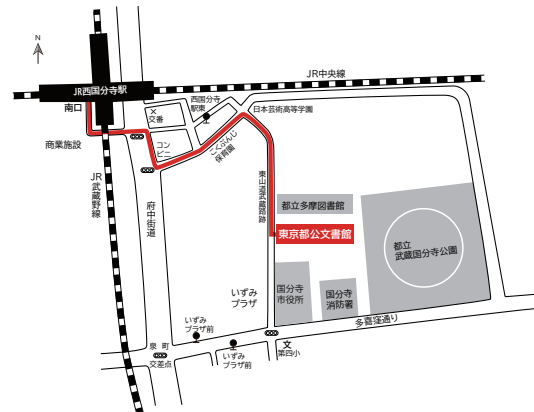
※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例19条に基づく利用請求制度があります。

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 開館時間
月曜日～土曜日 9時～17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間
9時～16時30分
- ③ 休館日等
 - ・ 日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・ 毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）及び年度末日（日曜日の場合は前日）
 - ・ 年末年始（12月28日～1月4日）
 - ・ 臨時の休館日として公示した日
- ④ 来館についてお願い
ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。
なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【案内図・交通機関】



- ・ JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅下車 徒歩約8分
- ・ 京王バス（寺85系統）「いずみプラザ前」下車 徒歩約4分
- ・ ぶんバス（万葉・けやきルート、北町ルート、日吉町ルート）「国分寺市役所」下車 徒歩約1分

研修室の一般貸出しについて

研究会や講演会などにご利用いただける研修室（有料）を、一般に貸し出します。詳細は、東京都公文書館ホームページをご覧ください。

ご自宅からもご覧になれます

○東京都公文書館情報検索システム

当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。

○東京都公文書館デジタルアーカイブ

江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開し、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できるようにしていきます。